

議案第48号

加西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を加西市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年7月19日提出

加西市長 西 村 和 平

記

住 所 加西市坂元町189番地の2
氏 名 永 田 岳 巳
生年月日 昭和25年12月13日

(審議資料)

加西市教育委員会委員である吉田廣氏が平成23年7月6日をもって任期満了により退任したため、新たに永田岳巳氏を委員に任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるもの。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(任命)

第四条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

同意を求める者の略歴

(1) 氏名 永田岳巳 昭和25年12月13日

(2) 住所 加西市坂元町189番地の2

(3) 職業 農業

(4) 最終学歴 昭和49年 3月 京都教育大学教育学部 卒業

(5) 経歴 昭和49年 4月 加西市立小学校教諭

(九会小、下里小、泉小)

平成10年 4月 加西市立宇仁小学校 教頭

平成13年 4月 加西市立北条小学校 教頭

平成16年 4月 加西市立宇仁小学校 校長

平成18年 4月 加西市教育委員会事務局 教育次長

平成20年 4月 加西市立北条小学校 校長

平成23年 3月 加西市立北条小学校 退職

現在に至る

(6) 賞罰なし